

沿岸広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年3月20日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 吉里吉里釜石線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第8地割127番1地先から130番3地先まで	新	m 25.3～10.0	m 37.6
	旧	13.9～9.3	37.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成30年3月20日から同年4月20日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 455号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町中島字長内60番地先から小本字南中野202番10地先まで	新	m 34.9～10.5	m 285.0
	旧	22.1～10.5	285.0
下閉伊郡岩泉町小本字鉦284番1地先から307番1地先まで	新	16.3～10.0	52.0
	旧	13.8～13.5	52.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成30年3月20日から同年4月20日まで